

令和5年度がんばる新農業人支援事業新規就農希望者募集要領（二次募集）

公益社団法人静岡県農業振興公社

1 事業概要

農業の担い手の高齢化や減少に対応し、新たな担い手の育成・確保を図るため、他産業から農業を志す青年等や新規作目の導入、加工・販売等の新規事業の立ち上げを目指すUターン等の兼業農家後継者を対象に、先進的な農業経営者等のもとで農業技術や経営ノウハウ、加工・販売等の技術を習得するための実践的な研修を実施する。

区 分	概 要	
新人材育成タイプ	地域受入型	地域受入連絡会（農業協同組合（以下「農協」という。）、市町、県、指導農家等）が、新規就農希望者に、1年間の実践研修や就農準備等の総合的支援を実施し、地域の担い手として育成する。
	農業法人等受入型	農業法人等が、関係機関と連携して、新規就農希望者に、1年間の実践研修や就農準備等の総合的支援を実施し、担い手として育成する。
後継者強化タイプ	農業法人等が、関係機関と連携して、兼業農家後継者に、「新規作目の導入」や「加工・販売等の新規事業の立ち上げ（6次産業化）」に係る1年間の実践研修や就農準備等の総合的支援を実施し、経営の強化を促進する。	

2 研修希望者の募集人数

新人材育成タイプ（新規就農希望者）及び後継者強化タイプ（兼業農家後継者（以下「農家後継者」））の募集人数 21名

3 研修希望者の募集内容

(1) 新人材育成タイプ・地域受入型

ア 応募資格

次の（ア）～（ウ）のすべてを満たす者

（ア）農業経営の開始時に45歳未満の者。ただし、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第5の2第3項（1）に定めのある青年等の範囲を満たす者については50歳未満とする。

（イ）非農家又は第2種兼業農家の出身者。ただし、県外出身者は専業農家又は第1種兼業農家の出身者も対象とする。

（ウ）就農意欲が高く、研修終了後は研修受入地域に就農できる者。

イ 募集期間

令和5年8月1日（火）～令和5年9月11日（月）（必着）

ウ 募集地域等

募集地域	地域受入連絡会	市 町	指導農家	研修作目
富士伊豆農協 なんすん地区管内	なんすん地域受入連絡会	沼津市	相磯 猛	ミカン
富士伊豆農協 伊豆の国地区管内	伊豆の国地域受入連絡会	伊豆の国市	(株)ラファーム	ミニトマト
			堀井 一雄	イチゴ
			梅原 広隆	イチゴ
			佐々木 毅	イチゴ
			安原 浩司	イチゴ

募集地域	地域受入連絡会	市 町	指導農家	研修作目
静岡市農協管内	JA 静岡市地域受入連絡会	静岡市	藤田 克巳	ジネンジョ
			望月 利一	イチゴ
大井川農協管内	大井川地域連絡会	焼津市	松田 肇	イチゴ
			加藤 光輝	イチゴ
			アグリネクスト(株)	イチゴ
ハイナン農協管内	榛南地域受入連絡会	牧之原市	鈴木 孝文	イチゴ
			(株)島農宝	イチゴ
掛川市農協管内	新規就農者養成掛川地域受入連絡会	掛川市	藤原 周秀	イチゴ
遠州夢咲農協管内	新規就農者養成遠州夢咲地域連絡会	掛川市	渡辺 守男	トマト
			水野 徹	イチゴ
遠州中央農協管内	新規就農者遠州中央地域受入連絡会	磐田市	合同会社農業屋	トマト
とぴあ浜松農協管内	JA とぴあ浜松新規就農受入連絡会	浜松市	(株)とぴあふぁー夢	タマネギ
			安間 利和	ミカン
			(株)なぐら農園	ミカン
			杉山 隼也	ミカン
			川合 秀明	ミカン
			名倉 利幸	ミカン

* 研修修了後は、研修した地域において研修した作目で就農することが前提。

エ 応募方法

(ア) 応募書類

- ・ がんばる新農業人支援事業研修希望申請書（様式第1号）
- ・ 履歴書（様式第2号 市販のものでも可） *履歴書には、写真を必ず添付する以上を各1部

(イ) 提出先

- ・ 県内居住者 最寄りの農林事務所（生産振興課（賀茂農林事務所は企画経営課））
- ・ 県外居住者 公益社団法人静岡県農業振興公社

(ウ) 提出方法

- ・ (イ) の提出先に持参又は郵送（募集期間内必着）にて提出

オ 現地視察及び説明会

日 程	地 域
令和5年9月16日（土）	富士伊豆農協伊豆の国地区管内の地域
9月23日（土祝日）	富士伊豆農協なんすん地区管内の地域
9月24日（日）	大井川農協管内とハイナン農協管内の地域
9月30日（土）	掛川市農協管内と遠州夢咲農協管内の地域

10月1日（日）	とぴあ浜松農協管内と遠州中央農協管内の地域
10月7日（土）	静岡市農協管内の地域

- * 1 静岡県内への就農を検討している方や本事業に関心がある方等を対象とした就農準備セミナーと合同で開催するため、本事業で募集のない地域も訪問します。なお、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、就農準備セミナーの中止及び現地視察地域の変更及び一部オンライン形式で実施する場合があります。
- * 2 当日の日程は、申請者に対して、別途御案内します。
- * 3 関係指導農家全てを訪問します。
- * 4 申請書に記載した研修希望地域の現地視察及び説明会には原則参加してください。
- * 5 移動には貸切バス等を利用します。自家用車での参加はできません。

カ 研修準備セミナー

- ・期日 未定
- ・方法 Web開催（Zoomを使用）
 - * 1 詳細は、申請者に対して、別途御案内します。
 - * 2 先輩新規就農者の体験談を聞いていただきます。
 - * 3 申請者は、原則参加してください。

キ 面接選考会

- ・期日 令和5年10月14日（土）
- ・場所 静岡市内を予定
 - * 1 当日の日程については、申請者に別途現地視察及び説明会終了後、御案内します。
 - * 2 現地視察及び説明会で視察した指導農家のみ、面接選考会で面接することができます。
 - * 3 御夫妻での面接も可能です。
 - * 4 面接は、指導農家毎に行います。
 - * 5 新型コロナウイルス感染症の状況によっては、一部 Web 会議システムによるオンライン形式で実施する場合があります。
 - * 6 面接選考結果は、面接選考会終了後、2週間以内に郵送で通知します。

ク 研修希望先

- ・申請時に、研修希望地域及び作目を第3希望まで伺います。
- ・現地視察及び説明会終了後、研修先希望の指導農家を第3希望まで伺います。ここで希望した研修先希望の指導農家のみ面接を実施しますので、希望の無い研修先は記入しないでください。なお、応募多数の時は、第3希望の面接を行わず、第2希望までの面接とする場合があります。
- ・面接後に希望する研修先に変更がある場合、面接終了後、会場で事務局までお知らせください。

ケ 研修の実施

研修は、事前研修と実践研修です。

(ア) 事前研修

- ・事前研修は、2ヶ月間以内とし、農業に対する適性や意志の確認を行います。
- ・面接選考会で選ばれた新規就農希望者は、地域受入連絡会と事前研修の開始について打合せを行い、新規就農希望者、地域受入連絡会の合意のもとで事前研修を開始します。
- ・事前研修は遅くとも令和6年1月までには入れるようにしてください。

(イ) 実践研修

- ・事前研修終了後に、新規就農希望者と地域受入連絡会の合意のもとで、研修契約を締結し、1年間の実践研修を開始します。
- ・研修が1年を超える場合には、その超える期間については自主研修とし、新規就農希望者と地域受入連絡会との話し合いで決めるものとします。
- ・研修期間中であっても、新規就農希望者本人の研修態度・意欲・将来性等に問題があると判断される場合には、研修を中止することがあります。

(ウ) 傷害保険加入について

傷害保険は、原則として事前研修開始から加入してください。

コ 住 居

住居は基本的には新規就農希望者自ら研修可能地域内に確保してください。市町や農協等から地域情報や探し方について、アドバイスをすることができます。

サ 就農開始

(ア) 就農時期

作物の作付時期、就農計画の認定、農地の状況（農地確保や施設の建設）等により就農時期は異なりますが、実践研修終了後、原則として研修受入地域内に1年以内に就農してください。

(イ) 資金

- ・農業用機械の整備やビニールハウスの建設等独立就農するための資金が必要となります。
- ・ほとんどの新規就農者は農業経営を開始する際に必要な機械、施設又は資材購入等に青年等就農資金(無利子)を借りますが、ある程度の自己資金は必要となります。
- ・青年等就農資金を借りるには、その前に認定新規就農者になる必要があります。認定新規就農者及び資金の借入の手続きは、それぞれ審査が行われます。

(ウ) 農地

地域受入連絡会（農協、市町、県農林事務所、指導農家等で構成）から情報提供などの支援により確保します。

(エ) 地域受入連絡会による支援活動

地域受入連絡会は、技術・経営等の指導・相談、就農計画の作成指導、農地等の情報提供などを支援します。

(2) 新入材育成タイプ・農業法人等受入型及び後継者強化タイプ

ア 応募資格

(ア) 新入材育成タイプ・農業法人等受入型

次のa～cのすべてを満たす者

- a 農業経営の開始時に45歳未満の者。ただし、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第5の2第3項(1)に定めのある青年等の範囲を満たす者については50歳未満とする。
- b 非農家又は第2種兼業農家の出身者。ただし、県外出身者は専業農家又は第1種兼業農家の出身者も対象とする。
- c 就農意欲が高く、研修修了後は研修受入地域に就農できる者。

(イ) 後継者強化タイプ

次の a ～ c のすべてを満たす者

- a 農業経営の開始時に45歳未満の者。ただし、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第5の2第3項(1)に定めのある青年等の範囲を満たす者については50歳未満とする。
- b 他産業に従事したことのある県内の兼業農家の出身者。
- c 研修終了後は自家経営において、新規作目の導入や加工・販売等の新部門の事業化又は事業拡大への取組が見込まれる者。

イ 募集期間

令和5年8月1日(火)～令和5年9月11日(月) (必着)

ウ 募集地域等

(ア) 人材育成タイプ・農業法人等受入型

- ・ 牧之原市、藤枝市、焼津市、富士宮市・・・青ネギ
- ・ 浜松市・・・落花生

エ 応募方法

(ア) 応募書類

- ・ がんばる新農業人支援事業研修希望申請書(様式第1号)
- ・ 履歴書(様式第2号 市販のものでも可) *履歴書には、写真を必ず添付する以上を各1部

(イ) 提出先

- ・ 県内居住者 最寄りの農林事務所(生産振興課(賀茂農林事務所は企画経営課))
- ・ 県外居住者 公益社団法人静岡県農業振興公社

(ウ) 提出方法

- ・ (イ)の提出先に持参又は郵送(募集期間内必着)にて提出

オ 研修準備セミナー

- ・ 期日 未定
- ・ 方法 Web開催(Zoomを使用)
 - * 1 詳細は、申請者に対して、別途御案内します。
 - * 2 先輩新規就農者の体験談を聞いていただきます。
 - * 3 申請者は、原則参加してください。

カ 面接選考

- ・ がんばる新農業人支援事業研修希望申請者(新規就農希望者・農家後継者)に対し、公社は県農林事務所と連携して、研修希望内容などのヒアリングを行い、研修実施の可否を判断した後、研修受入が可能と判断される農業法人等に対して研修受入を打診します。
- ・ 研修受入を事前調整した農業法人等と県農林事務所、市町等関係者により、申請者に対して現地説明会及び面接を実施し、研修対象者(新規就農希望者・農家後継者)として、ふさわしいか判断を行った上、研修受入の決定をします。面接は必要に応じ農協等の関係機関、団体が参加するものとします。

キ 研修場所

研修受入先の農業法人等と新規就農希望者・農家後継者との調整により決定します。

ク 研修の実施

研修は、事前研修と実践研修です。

(ア) 事前研修

- ・農業法人等は新規就農希望者・農家後継者に対し、必要に応じて事前研修（2ヶ月間以内）を行い、農業に対する適性或意志を確認します。

(イ) 実践研修

- ・新規就農希望者・農家後継者と農業法人等が、実践研修に合意した場合に研修契約を締結し、1年間の実践研修を行います。
- ・研修が1年を超える場合には、その超える期間については自主研修とし、新規就農希望者・農家後継者と農業法人等との話し合いで決めるものとします。
- ・研修期間中であっても、新規就農希望者・農家後継者本人の研修態度・意欲・将来性等に問題があると判断される場合には、研修を中止することがあります。

(ウ) 傷害保険加入

- ・傷害保険は、原則として事前研修開始から加入してください。

ケ 住居

住居は基本的には新規就農希望者・農家後継者自ら研修可能地域内に確保してください。市町や農協等から地域情報や探し方について、アドバイスをすることができます。

コ 就農開始

(ア) 就農時期

- ・人材育成タイプ・農業法人等受入型
研修終了後は、原則として研修で得られた知識、経験を活かして、研修地域など静岡県内での就農を1年以内に目指していただきます。
- ・後継者強化タイプ
研修終了後は自家経営において、原則として研修で得られた知識、経験を活かして、新規作目の導入や加工・販売等の新部門の事業化又は事業拡大に取り組んでいただきます。

(イ) 資金

就農開始時には、青年等就農資金を借りることが可能です。農業経営を開始する際に必要な機械、施設又は資材購入等に使うことができます。この資金を借りるには、その前に認定新規就農者になる必要があります。認定新規就農者及び資金借入の手続きは、審査が行われます。

(ウ) 農地

就農にあたり、農業法人等から情報提供などの支援を得て、農地を確保します。

4 相談窓口、応募書類提出先

(1) 静岡県外に居住している方

(公社) 静岡県農業振興公社	〒420-0853 静岡市葵区追手町 9-18	TEL 054-250-8991
静岡県経済産業部農業ビジネス課	〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6	TEL 054-221-2733

(2) 静岡県内に居住している方

賀茂農林事務所（企画経営課）	〒415-0016 下田市中 531-1	TEL 0558-24-2076
東部農林事務所（生産振興課）	〒410-0055 沼津市高島本町 1-3	TEL 055-920-2158
富士農林事務所（生産振興課）	〒416-0906 富士市本市場 441-1	TEL 0545-65-2194
中部農林事務所（生産振興課）	〒422-8031 静岡市駿河区有明町 2-20	TEL 054-286-9020
志太榛原農林事務所（生産振興課）	〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋 362-1	TEL 054-644-9214

中遠農林事務所（生産振興課）
西部農林事務所（生産振興課）

〒438-8558 磐田市見付 3599-4
〒430-0929 浜松市中区中央 1-12-1

TEL 0538-37-2269
TEL 053-458-7212

5 連絡先（事務局）

〒420-0853

静岡市葵区追手町9番18号 静岡中央ビル7階

公益社団法人静岡県農業振興公社 担当：大石

TEL：054-250-8991

FAX：054-250-8993

E-mail：soudan@shizuoka-nk.or.jp

がんばる新農業人支援事業研修希望申請書

公益社団法人静岡県農業振興公社 様		申請日	令和	年	月	日
氏名	(ふりがな)	研修タイプ	<input type="checkbox"/> 新人材育成タイプ (地域受入型) <input type="checkbox"/> 新人材育成タイプ (農業法人等受入型) <input type="checkbox"/> 後継者強化タイプ			
	就農相談 ※直近を記載		現地訪問 ※直近を記載			
就農準備	日付：令和 年 月 日	日付：令和 年 月 日				
	場所： 対応機関 (対応者)：	場所： 対応機関 (対応者)：				
家族構成	配偶者の有無	有・無	資免 格許 等・	普通運転免許		
	子供 他の扶養家族	人 人				
最終職歴	勤務先	勤務先の業種	具体的な職務内容			
技能	アピールポイント等					
住宅	研修中の通勤、住宅の予定について記入。					
就農条件等	農地所有の有無	有・無	(有の場合)	所在地：	面積：	a 地目：
	農業経験の有無	有・無	農業に使える預貯金等の額 万円			
	借入金 (住宅ローン等) の有無	有・無	(借入金有の場合) 万円			
	就農を希望する理由					
	研修希望する地域及び作目・希望業種とその理由					
	第1希望 () 地域の () 理由 ()					
	第2希望 () 地域の () 理由 ()					
	第3希望 () 地域の () 理由 ()					
	研修地域選択に重視する点					
	目標とする農業経営の具体的内容					
親等 の 経 営 概 要 等 (後継者強化タイプ)	経営体名		(代表者)		歳	
	主たる事業・規模		(作目名・面積)			
	就農者本人の研修目的・具体的習得内容 (目的) <input type="checkbox"/> 新規作目の導入 <input type="checkbox"/> 農産物の加工 <input type="checkbox"/> 農産物の販売 <input type="checkbox"/> その他 (具体的習得内容)					

注) ここに記載した情報は、今回、面接を行う地域受入連絡会の構成員(農協・指導農家・市町・静岡県)又は農業法人等・市町・農協・静岡県に提供することを御承知ください。

様式第2号

履 歴 書

(令和 年 月 日)

ふりがな

氏 名

写真

生年月日 昭和・平成 年 月 日生(満 歳)

現住所

電話 () -

E-mail:

現住所以外

の連絡先(緊急連絡先)

電話 () -

現在の勤務先等

名称

所在地

< 学 歴 >

年 月 日 () 中学校卒業

年 月 日 () 入学

年 月 日 () 卒業

年 月 日 () 入学

年 月 日 () 卒業

年 月 日 ()

年 月 日 ()

< 職 歴 >

年 月 日より 勤務先名 所在地
年 月 日まで

年 月 日より 勤務先名 所在地
年 月 日まで

年 月 日より 勤務先名 所在地
年 月 日まで

注) 市販の履歴書でも可。ただし、写真を添付すること。